1990年12月社団法人日本海運集会所
書式制定委員会制定
2005年3月改定

内航運送取次契約書

①	委託者		
②	内航運送取次事業者		
③	委託期間	本契約の有効期間は、本契約締結の日から　　年　　月　　日までの　　か月間（以下「委託期間」という）とする。	
④	有効期間	委託期間を変更しようとするときは、少なくとも２か月前に相手方に通知し、相手方の承諾を得なければならない。	
⑤	料金等	取次料金	□金　　円 □　　の　　%
		その他	金　　円
		消費税	金　　円
⑥	仲裁地	□東京・□神戸	
⑦	特約条項		

SAMPLE

上記①欄記載の委託者と上記②欄記載の内航運送取次事業者（以下「受託者」という）とは、内航運送に係わる貨物の運送取次（以下「内航運送取次」という）について、本契約書第一部及び第二部の条項に基づき内航運送取次契約を締結する。本契約を証するため本書２通を作成し、各自署名（記名）捺印の上、互いに１通を保有する。

年　　月　　日

委託者　　受託者

不許複製

第１条【委託期間】

委託者及び受託者は、委託期間中に行われた内航運送取次に関しては、委託期間経過後も本契約上の権利及び義務を有する。

第２条【委託者の通告】

１．委託者は、受託者に内航運送取次の委託内容として、貨物の種類、数量、性質、荷送人及び荷受人の住所及び氏名、積地及び揚地、運賃及び料金の支払方法その他必要な事項を、つど書面をもって通告しなければならない。

２．受託者は、委託者の通告のとおりに内航運送取次を行わなければならない。

３．委託者の不正確な通告により生じた損害については、受託者は、免責される。また不正確な通告により受託者が損害を被ったときは、委託者は、受託者に補償しなければならない。

第３条【危険品等の取次】

１．委託者は、危険品その他特殊な取扱いを必要とする貨物については、あらかじめその性質を受託者に対して、書面で通告しなければならない。

２．受託者は、貨物の種類により内航運送事業者の承諾が得られないときは、そのような貨物の運送取次を取り止めることができる。

SAMPLE

第４条【責任】

受託者は、運送事業者の選択、委託された内航運送契約の締結その他運送取次に関して注意を怠らなかったことを証明したときは、委託者に対して貨物の滅失、損傷又は遅延について責めを負わない。

第５条【損害賠償請求権の譲渡】

１．受託者は、委託者の請求により、運送契約の下で有する運送事業者に対する損害賠償請求権を委託者に譲渡しなければならない。

２．委託者は、受託者に対し、受託者の名前で運送事業者に対し損害賠償請求を行うことを要求することができる。この場合、委託者は、損害賠償請求に係わる費用と危険の一切を負担しなければならない。

第６条【記載外事項】

この契約に記載のない事項は、すべて日本国の法令及び慣習による。

第７条【仲裁】

１．本契約に関して当事者間に争いを生じたときは、両当事者は、互いに話合いの要請に応じ、誠意をもって解決するよう努力しなければならない。

２．本条第１項の話合いによって当該争いが解決しないときは、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会に仲裁を付託し、仲裁人の判断を最終のものとしてこれに従う。

３．仲裁人の選任、仲裁手続その他仲裁に関する一切の事項は、社団法人日本海運集会所海事仲裁委員会の仲裁規則による。

不　許　複　製